

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

令和元年12月
消防庁危険物保安室

【改正概要】

以下の措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）を改正する。

（1）ガソリンの容器への詰替え販売における本人確認等

本年7月、京都府京都市伏見区において、死者36名、負傷者32名（容疑者1名を含まず）の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生した。

これを受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行わなければならないこととする。

（2）給油取扱所の業務の効率化・多角化

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）での検討を踏まえ、給油取扱所における業務の効率化・多角化に資するため、次に掲げる事項を措置する。

- ① セルフ給油取扱所において、事業所内の制御卓で行うこととしている給油許可等について、タブレット端末等によっても行えるようにすること。
- ② 給油取扱所において、原則として建築物の一階で行うこととしている物品の販売等の業務について、火災予防上の支障がない場合には、建築物の周囲の空地でも行えるようにすること。

【施行日】

- （1）令和2年2月1日
- （2）令和2年4月1日